

松山空港 周辺環境計画

平成19年3月

松山空港エコエアポート協議会
周辺環境部会

松山空港 周辺環境計画

目 次

第1章 基本方針	1
(1) 周辺環境計画を策定する背景と目的	1
(2) 空港の現状	2
1) 空港の概要	2
2) 空港周辺環境の現状	3
3) 空港の特質	8
(3) 周辺環境計画策定の考え方	9
(4) 実施方針の考え方	9
第2章 実施体制	10
(1) 周辺環境部会の構成員	10
(2) 周辺環境部会の主な活動内容	10
第3章 実施計画	11
1. 航空機騒音対策の継続的推進	11
1.1 発生源対策	11
1.2 空港構造の改良	13
1.3 空港周辺対策	14
2. 空港周辺の土地活用による面的整備	15
2.1 移転補償跡地の活用	15
2.2 土地利用計画	16
3. 空港と地域の情報交流	17
4. 空港と地域の人的交流	18

第1章 基本方針

(1) 周辺環境計画を策定する背景と目的

1) 周辺環境に対する背景

航空機騒音に対する対策は国等の重要な環境行政としてこれまで、機材改良(低騒音型機の導入)などの発生源対策、民家防音工事などの空港周辺対策を行うことにより、それぞれ一定の成果をあげてきた。具体的には、運航便数は増大しているにもかかわらず、騒音の影響する範囲は減少しているほか、民家防音工事の概成により屋内の環境基準は概ね達成されている。さらに区域外への移転を希望する者に対しては移転補償の事業を推進し、当該事業により買入れた一定区域内の土地は、緩衝緑地帯として整備してきたところである。

しかし、松山空港のように周辺が市街化している空港においては、依然として航空機騒音が負の要素として市民生活に影響を与えていることは否定出来ない。

一方、経済的な波及効果を含め、経済基盤としての空港が周辺地域において果たす役割の重要性が増すなかで、空港が有する都市施設としての機能に着目し、地域との共生の概念に立って、空港を積極的に活用していくことが求められている。

このようなことから今後は、空港周辺環境整備と空港の整備・管理運営に伴う環境負荷の軽減を一体的に推進することにより、空港が良好な周辺環境を積極的に創り出していくことに貢献していく必要がある。

2) 周辺環境計画策定の目的

空港周辺対策については、今後とも目標を明らかにして地域環境の改善に取り組んでいく必要がある。特に、周辺の市街化が進んでいる松山空港については、引き続き移転補償事業や緑地造成事業に取り組んでいく。

さらに、空港周辺における航空機騒音という負の影響の軽減にとどまらず、空港や空港周辺環境対策の蓄積などの既存ストックを有効に活用する観点に立って、関連主体の連携・協力を密にしながら、周辺地域と空港との共生に結びつく施策を積極的に進める必要がある。このため、空港関係者(空港の設置管理者たる国、地方公共団体、空港関係事業者等)が参加する場を設け、これらの者が周辺環境対策に対する取り組みの必要性を理解・共有の上、周辺環境の改善や地域と航空を結びつけるための施策を総合的に実施していくこととする。



(2) 空港の現状

1) 空港の概要

松山空港は、愛媛県の県庁所在地、人口約 51 万人の松山市にあり、市の中心部から西へ約 6 km のウォーターフロントに位置し、市内から非常に近い便利な空港である。

2,500mの滑走路を有し、年間約 270 万人(平成 18 年実績)の乗降客が利用する四国最大の空港である。

松山空港の概要は、表－1 に示すとおりである。

表－1 松山空港の概要

名 称	松山空港	
種 別	第二種空港(A)	
設置管理者	国土交通大臣	
位 置	愛媛県松山市南吉田町	
標 点 位 置	N33° 49'26" E132° 42'08"	
標 高	4.0m	
敷 地 面 積	1,349,125 m ²	
エプロン面積	100,529 m ²	
エプロンバース	大型ジェット機用：2 バース 中型ジェット機用：3 バース 小型ジェット機用：1 バース 小型機用：6 バース 合計：12 バース	
滑 走 路	2,500m×45m	
誘 導 路	2,847m	
運 用 時 間	7:30～21:30(14 時間)	
路線・便数 ()内は便数 右欄は使用機材 (平成 19 年 3 月現在)	札幌(1)	A320
	東京 (10)	B777-200 B767-300 MD-90
	名古屋 (2)	CRJ-200
	中部国際 (3)	F50
	大阪 (15)	B767-300 A320 DH8D SF34
	関西 (2)	B737-700 A320
	福岡 (3)	MD-81 SA
	熊本 (1)	DH8A
	鹿児島 (1)	SF34
	那覇 (週 4)	B737-400
	ソウル (週 3)	A320
	上海 (週 2)	A320

2) 空港周辺環境の現状

① 空港利用状況（年間着陸回数等）

松山空港における年間着陸回数の推移は、表-2及び図-1に示すとおりである。

表-2 年間着陸回数の推移 (単位:回・%)

年	着陸回数			
	国際線	国内線	計	前年比(%)
9	221	12,159	12,380	101
10	200	12,841	13,041	105
11	212	12,384	12,596	97
12	200	12,106	12,306	98
13	261	11,614	11,875	96
14	202	11,548	11,750	99
15	177	12,992	13,169	112
16	254	13,279	13,533	103
17	258	13,522	13,780	102
18	260	14,400	14,660	106

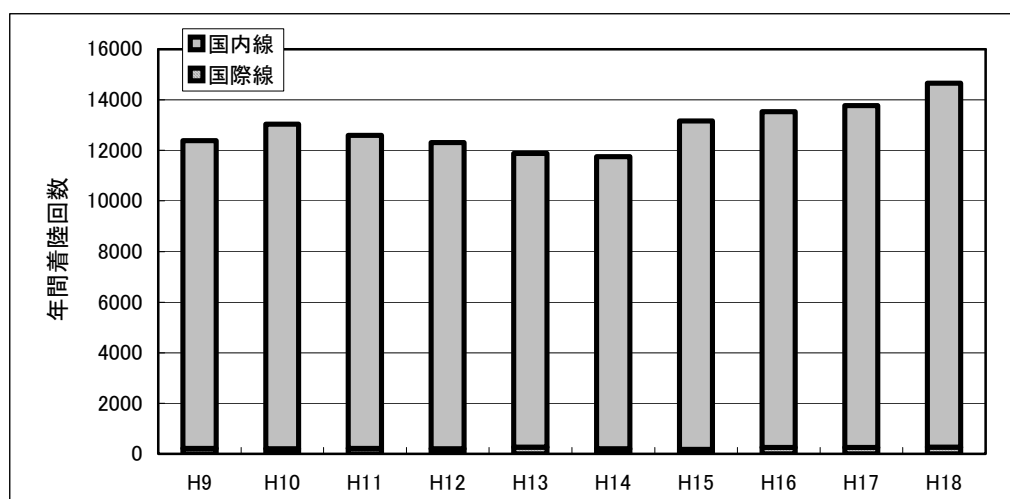


図-1 年間着陸回数の推移

② 航空機騒音の状況

「環境白書(愛媛県)」によれば松山空港周辺の航空機騒音測定結果は、表-3及び図-2に示すとおりであり、環境基準(Ⅱ類型)の75WECPNL以下を満足している。

しかし、松山空港事務所や愛媛県、松山市に対しては、敷地境界近くのスポット(No.1)でのナイトステイのAPU騒音やエンジン調整音の苦情、優先滑走路方式の遵守等が寄せられている。(「第3章 1.2 空港構造の改良」参照)

表-3 航空機騒音測定結果 (単位:WECPNL)

地点 年度	①南吉田 (南吉田公民館)	②西垣生 (高等技術専門 校)	③東垣生 (東垣生センタ ー)	④余戸 (余戸南センタ ー)
8	68	68	68	70
9	68	70	72	71
10	71	70	72	70
11	70	72	71	71
12	70	71	71	70
13	69	70	70	71
14	70	70	70	70
15	68	70	70	70
16	70	71	73	72
17	68	70	71	70

注) 測定地点の位置は、図-3のとおり。

資料:「環境白書(18年版、愛媛県)」

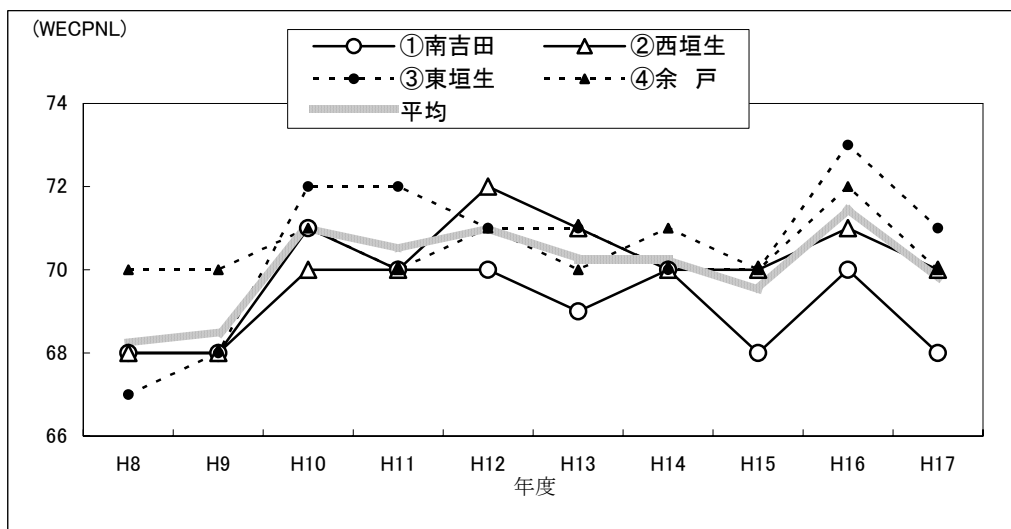
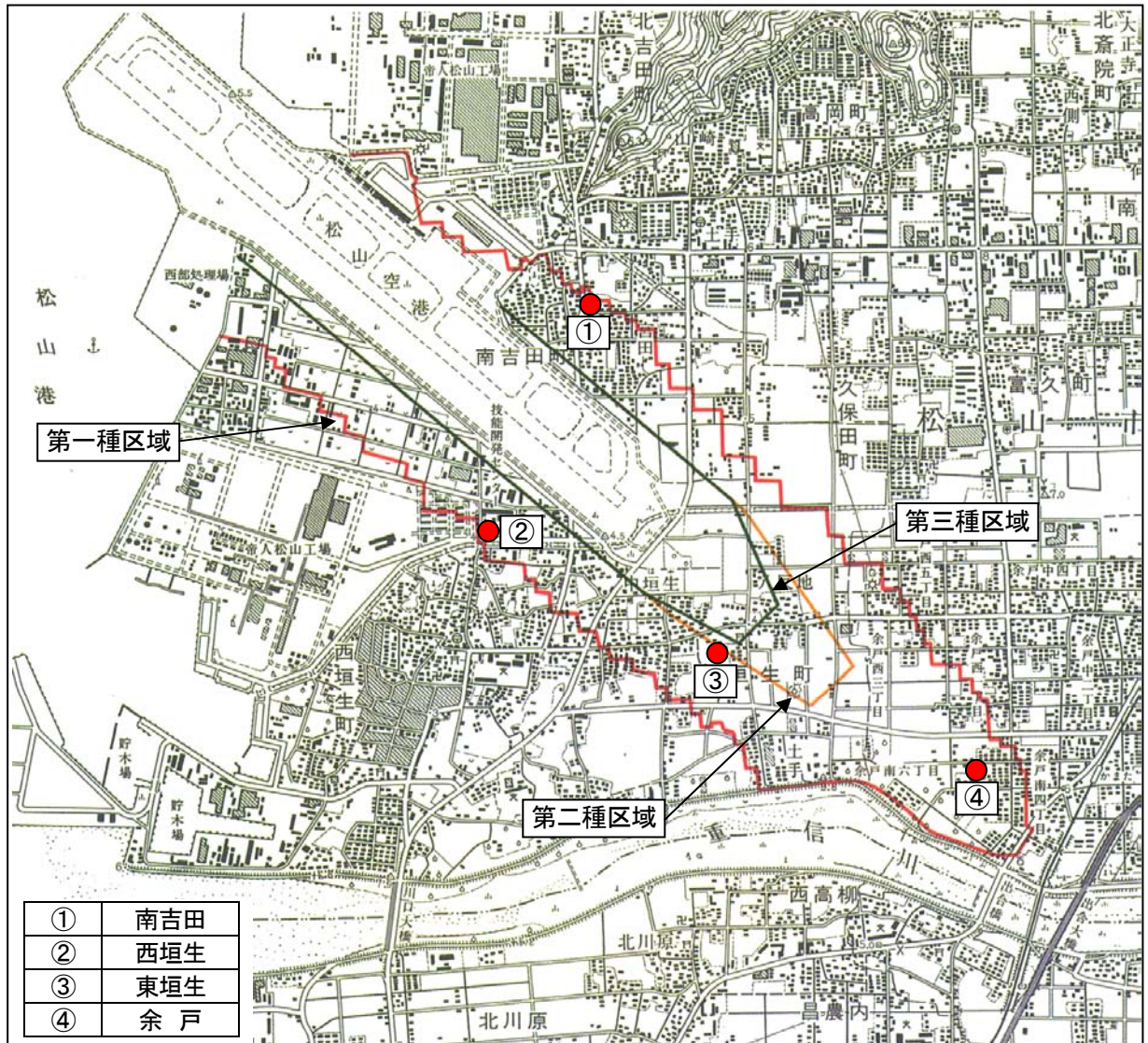


図-2 航空機騒音の経年変化



[公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律(航空機騒音防止法)に基づく騒音区域指定図を併せて示している。]

図-3 航空機騒音測定地点

③ 大気質・水質の状況

松山市の一般環境大気常時監視測定局（市内6局）における平成12～17年度の大気汚染に係る環境基準適合状況については、光化学オキシダント（県内の全測定局で環境基準を達成していない）及び浮遊粒子状物質（松山市分では1局が14年度のみ未達成）を除き、過去6年間環境基準を達成している。

水質については、空港前面海域（3地点）における水質汚濁の代表的指標であるCODは、環境基準を達成している。（平成18年版 愛媛県環境白書より）

④ 自然環境の状況

松山空港は、松山市の中心部から西へ6kmの沿岸部に位置しており、空港の周辺は市街化が進んでいる。

空港沿岸部は瀬戸内海国立公園に面しているが、愛媛県自然海浜保全条例に基づく自然海浜保全地区ではない。

⑤ 社会環境の状況

松山空港周辺の都市計画用途地域図は、**図-4**に示すとおりであり、空港はほとんどが工業系用途地域（工業専用地域・工業地域・準工業地域）に接し、南東側の一部が無指定地域（市街化調整区域）と接している。

なお、「松山広域都市計画区域マスタープラン」（愛媛県、平成16年5月14日策定）によると、松山空港周辺については次に示す土地利用方針が定められている。

【まちづくりの方針(市街地像)】

松山空港周辺の臨海部のまとまった工業地、輸入促進地域（FAZ）、松山市中央卸売市場周辺、伊予インターチェンジ及び川内インターチェンジ周辺並びに伊予市・松前町に計画されているJR車両及び貨物集積基地周辺を産業拠点として位置づけ、工業や流通業務といった産業機能の充実を図る。

【市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針】

松山空港南側の工業地内における低未利用地については、住宅地内に混在する工場等の移転候補地として、工業系の土地利用の誘導を図る。

【市街化調整区域の土地利用の方針】

松山空港周辺地区の市街化調整区域については、面的開発事業等を念頭に置いた都市的な土地利用について検討する。

【市街化調整区域における市街化の抑制と誘導】

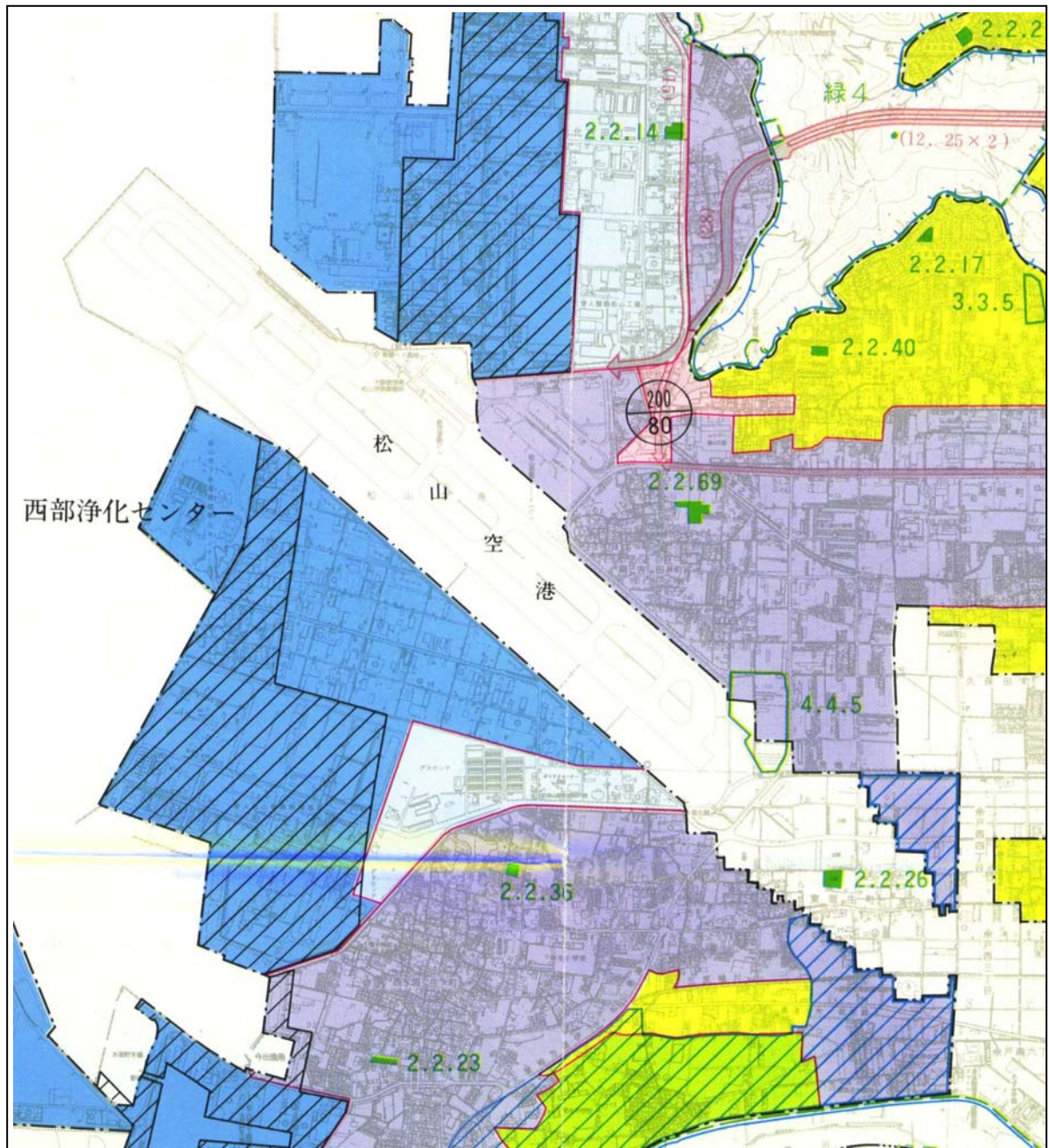
松山市の松山空港に近接する東垣生地区については、流通業務系の土地利用を誘導するため、地区計画による市街化を推進する。

【主要な緑地の配置の方針】

松山空港周辺の騒音第2種・第3種区域一帯のエリアについては、既存の公園・緑地や買収地を活用した具体的な方策を検討し、整備促進を図る。

【都市施設の整備】

松山空港については、愛媛県と全国及び世界を結ぶ広域的な交通拠点として位置づけ、航空旅客、貨物輸送需要の増大及び国際化に対処するため、ソフト、ハード面からの高質化等の整備を図る。さらに、周辺地域の騒音対策及び環境施設整備を推進し、利便性の向上と利用促進を図る。



	行政区域		地区計画区域
	都市計画区域		防火地域
	市街化区域		準防火地域
	第一種低層住居専用地域 (80/50) (100/60)		都市公園
	第一種中高層住居専用地域 (100/60) (200/60)		都市計画公園
	第二種中高層住居専用地域 (200/60)		都市計画緑地
	第一種住居地域 (200/60)		都市計画河川
	第二種住居地域 (200/60)		臨港地区
	準住居地域 (200/60)		市施行土地区画整理事業区域
	近隣商業地域 (200/80) (300/80) 80		形態規制
	商業地域 (400/80) (500/80) (600/80)		風致地区
	準工業地域 (200/60)		宅地造成工事規制区域
	工業地域 (200/60)		駐車場整備地区
	工業専用地域 (200/60)		

図-4 都市計画図

(平成17年3月31日現在)

3) 空港の特質

松山空港は、拡張時に海面を埋立てして造成した海上型の空港であり、一方で内陸部側は市街化が進み、住宅地が密集している。

松山空港において、周辺環境の改善や地域と空港との共生をより効果的に進めるためには、松山空港の有するこれらの立地、地域の特性等を十分に考慮しながら、周辺環境要素毎に適切な施策を検討し、総合的に実施していく必要がある。



「国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所」提供

周辺環境要素毎の特性は次のとおりである。

【航空機騒音対策の継続的推進】

松山空港周辺の航空機騒音については、環境基準を達成しているが、航空機騒音に関する苦情は届けられている。従って空港と地域の調和ある発展の実現に向けては、その障害となる航空機騒音を着実に軽減していくことが重要である。特に、周辺が市街化している松山空港では航空機材等の改良、運航方法の改善による発生源対策、空港構造の改良、住宅騒音防止工事、移転補償事業等の空港周辺対策及び航空機材等の地上騒音対策を継続して推進する必要がある。

【空港周辺の土地活用による面的整備】

松山空港周辺では、これまでに過去に行った移転跡地を利用して緩衝緑地や環境基盤施設の整備も行ってきたが、更なる有効活用を検討していく必要がある。

【空港と地域の情報交流】

空港と地域の調和ある発展の実現に向けては、お互いの情報交流を図り、信頼関係を強化することが極めて重要である。したがって、地域住民の視点に立った総合的な情報提供と住民のニーズ等を把握するための情報収集を促進する必要がある。

【空港と地域の人的交流】

情報交流にとどまらず、人的交流により空港と地域の信頼関係を強化することも重要であり、さらに地域活性化に資する広域交流基盤としての空港の役割を果たしていく必要がある。

(3) 周辺環境計画策定の考え方

松山空港周辺環境計画の策定にあたっては、松山空港の立地、地域の特性を考慮し、航空機騒音対策の継続的推進、空港周辺の土地活用による面的整備、空港と地域の情報交流及び空港と地域の人的交流という要素を取り入れるべき施策として考えることとした。

また、周辺環境部会の構成員は、航空機騒音の状況及び周辺環境計画の進捗状況、周辺住民の意向等を定期的に把握し、環境目標を見直すとともに、取り組みの改善等に努めることとする。

(4) 実施方針の考え方

① 施策実施スケジュール

策定された周辺環境計画の施策の実施にあたっては、国の空港整備計画、地方公共団体の都市計画等と整合を図りつつ、早期実施の可能性、他の施策との連携等を考慮の上、短期目標（継続又はすぐに実施すべきもの）、中期目標（2～3年程度で実施すべきもの）及び長期目標（5年程度で実施）に分類した。

② 計画等の公表

周辺環境計画及び実施状況を毎年公表する。

第2章 実施体制

周辺環境計画の策定と実施にあたっては、空港に関わる関連主体が、それぞれ果たしうる役割について認識したうえで、それぞれの立場から周辺地域環境に係る各種施策を検討し、主体間での緊密な連携と協力のもと、総合的かつ効率的に行っていくものである。

(1) 周辺環境部会の構成員

(周辺環境部会構成員)

- 大阪航空局 松山空港事務所
- 愛媛県 企画情報部
- 松山市 都市整備部
- 松山空港ビル(株)
- 全日本空輸(株) 松山空港所
- (株)日本航空インターナショナル 松山空港所
- アジアナ航空(株) 松山支店
- 中国東方航空 松山支店
- (財)空港環境整備協会 松山事務所

(周辺環境部会事務局)

大阪航空局 松山空港事務所 総務課

(2) 周辺環境部会の主な活動内容

周辺環境部会の主な活動内容は、以下のとおりである。

① 周辺環境計画の立案

周辺環境の状況を調査し、優先順位を考慮して周辺環境計画（案）を立案し、これをエコエアポート協議会に諮り、周辺環境計画を策定する。

② 施策の実施

周辺環境計画に基づき、各空港関係者が各々実施する。

③ 達成状況の評価

周辺環境計画の各施策の達成状況について、施策実施主体からの報告をとりまとめ、これをエコエアポート協議会に諮り、協議会自らが評価を行う。

④ 評価の公表

上記で行った評価結果を公表する。

第3章 実施計画

1. 航空機騒音対策の継続的推進

1.1 発生源対策

(1) 現状認識

- ・松山空港は、滑走路の一部が海上に張り出す海上型空港であり、一方で、内陸部は市街化が進み工業地帯等が隣接し、密集した住宅地も近接している。
- ・このため、航空機騒音など周辺住民に配慮して、海側から飛行機が進入し、海へ飛び立つ「優先滑走路方式（AIPに規定）」を採用している。滑走路使用割合は、平成18年実績で、海側への離陸（32離陸）は75.7%、海側からの着陸（14着陸）は81.4%で、優先滑走路使用割合は78.5%である。なお、この優先滑走路方式は、騒音軽減の効果が大きく、東京国際空港及び仙台空港等においても同様の方式を採用しており、松山空港においても、空の混み具合や風向・風速（運航の安全性）を考慮しながら可能な限りこの方式を採用している。
- ・また、やむをえず陸側方向に離陸（14離陸）する場合においても、航空機騒音影響の軽減のため、離陸時には航空機騒音防止法による第一種区域（図－3参照）端付近までは旋回せずに直線上昇することとし、このことは各エアラインのマニュアルにも記載している。
- ・なお、我が国では平成14年4月から、ICAO（国際民間航空条約）による騒音基準に適合しない非低騒音航空機の乗り入れを禁止している。
- ・松山空港周辺の航空機騒音測定については、すべての地点で環境基準（Ⅱ類型）の75WECPNL以下を満足している。

(2) 具体的な施策

1) 騒音軽減運航方式の採用

① 実施する騒音軽減運航方式

- ・今後とも、優先滑走路方式を継続する。

② 実施目標及び実施主体

現在採用している方式であり、これを継続実施する。

なお、松山空港事務所は実施されている運航方式を確認し、随時エアラインとの情報交換を行い、運航方式の確実な実施を図る。

【短期目標：継続実施】

【実施主体：松山空港事務所・(株)日本航空インターナショナル・全日本空輸(株)・アジアナ航空(株)・中国東方航空】

2) 運航時間帯の制限

① 実施する運航時間帯の制限

- ・松山空港では運用時間は7:30～21:30(14時間)である。
- ・なお、遅延便は平均1回/月程度と少なく、運用時間に遅延する便に関しての騒音等の苦情は少ない。

② 実施目標及び実施主体

現在、問題が生じていないため、現状を維持する。なお、現状維持の適正性を確保するためには、松山空港事務所が遅延便の発生状況及び原因を把握し、随時エアラインとの情報交換を行い、ダイヤの設定状況等についての調整を図る。

【短期目標：現状維持】

【実施主体：松山空港事務所・(株)日本航空インターナショナル・全日本空輸(株)・アジアナ航空(株)・中国東方航空】

3) 訓練飛行の制限

① 実施する訓練飛行の制限

・訓練飛行については、「航空機騒音軽減のための飛行抑制に関する指針」(参考資料-1)に沿って、以下の項目について行政指導を行っている。

ア) 事前調整の実施 イ) 機種の種類 ウ) 連続離着陸回数・間隔の制限

エ) 外来機(松山空港を定置場としない航空機)の制限 オ) 夜間の制限

② 実施目標及び実施主体

現在、問題が生じていないため、現状を維持する。

なお、松山空港事務所は、訓練飛行の状況を確認し、制限内容との整合を図り、上記の指針に即した対応・指導を行い、訓練飛行に関する制限を適正に実施する。

【短期目標：現状維持】

【実施主体：松山空港事務所】

4) エンジンテストの制限

① 実施するエンジンテストの制限

・松山空港では、申し出があった場合、運用時間内のみとする行政指導を行っている。

② 実施目標及び実施主体

今後とも、原則として運用時間外のエンジンテストは認めない。

【短期目標：継続実施】

【実施主体：松山空港事務所】

5) APUの制限

① 実施するAPUの制限

・松山空港では、行政指導等によるAPUの制限は行っていない。

② 実施目標及び実施主体

現時点ではAPUの制限は行っていないが、別途併行的に検討する「空港環境計画」の推進と併せ、今後GPUが導入された場合にはGPU使用推進及びAPUの使用抑制を図る。

なお、空港事務所は、GPUの導入に関してエアライン等との情報交換を行い、GPU使用推進及びAPU使用抑制を検討する。

【長期目標：「空港環境計画」と併行して検討】

【実施主体：松山空港事務所・(株)日本航空インターナショナル・全日本空輸(株)・アジアナ航空(株)・中国東方航空】

6) 運航機種の制限

① 実施する運航機種の制限

- ・低騒音型航空機の導入を促進することを基本とする。
- ・また、航空機騒音測定結果に注視しつつ、使用機材選択の適切性を検討する。
- ・なお、「空港環境計画」と連携しながら、実効的に推進していく必要がある。

② 実施目標及び実施主体

低騒音型航空機の導入を促進するため、エアラインが主体的に行動・実施し、空港事務所が後援する。

【短期目標：継続実施】

【実施主体：松山空港事務所・(株)日本航空インターナショナル・全日本空輸(株)・アジアナ航空(株)・中国東方航空】

1.2 空港構造の改良

(1) 現状認識

- ・松山空港では、住宅が密集する地区に面するフェンス沿いに防音用の植栽を施している。
(参考資料-2)
- ・緩衝緑地については、「2.1 移転補償跡地の活用」(後述)で示す。

(2) 具体的な施策

1) 緩衝緑地、防音用植栽の維持管理

① 実施する緩衝緑地、防音用植栽の維持管理

・松山空港事務所は、平成18年度に地元より要望のあった防音用植栽(東側エプロン横)を実施した。(参考資料-2)

今後は緩衝緑地及び防音用植栽の維持管理に努める。

② 実施目標及び実施主体

【短期目標：緩衝緑地、防音用植栽の維持管理】

【実施主体：松山空港事務所】

1.3 空港周辺対策

(1) 現状認識

- ・松山空港周辺地域の騒音対策として、住宅騒音防止工事を行っており、対象者に対する進捗率は97.8% (1,500世帯/1,534世帯) である。希望者に対しては、すべて実施済である (進捗率100%) (参考資料-3)。なお、機能回復工事、再更新工事については、更新時期に応じて周知を行っている。
- ・松山空港周辺地域における第3種区域及び第2種区域にある建物等の移転補償については、対象者に対する進捗状況は6割前後であるが、希望者に対しては、すべて実施済である (進捗率100%) (参考資料-3)。
- ・周辺環境対策の一環として、空港周辺4地区(南吉田、東垣生、西垣生、余戸)において松山空港地域活性化基盤施設整備事業を実施し、道路、集会所等の生活基盤施設の整備を進めている。

(2) 具体的な施策

1) 住宅騒音防止工事等の推進

① 計画する施策

- ・住宅騒音防止工事について、今後とも対象者への周知を図り、希望者に実施していく。

② 実施目標及び実施主体

【短期目標：住宅騒音防止工事補助制度の周知】

【実施主体：松山市都市整備部】

2) 移転補償事業の迅速・適切な対応

① 計画する施策

- ・移転補償事業について、空港事務所は建物の所有者等から問い合わせや補償の申し出があった場合には、迅速・適切な対応に努める。

② 実施目標及び実施主体

【短期目標：移転補償事業の迅速・適切な対応】

【実施主体：松山空港事務所】

3) 松山空港地域活性化基盤施設整備事業の推進

① 計画する施策

- ・平成17年度から5ヶ年計画で地元からの要望を踏まえ、道路などの生活基盤施設について計画的に整備を進めている。また集会所の施設補修や備品更新を行うこととしている。

② 実施目標及び実施主体

【短～長期目標：平成17年度～平成21年度に計画されている道路整備等の推進】

【実施主体：松山市都市整備部】

2. 空港周辺の土地活用による面的整備

2.1 移転補償跡地の活用

(1) 現状認識

- ・松山空港周辺では、移転補償跡地を緑地等に活用することとし、緩衝緑地や環境基盤施設等の整備を行っている（参考資料－4）。
- ・地域住民に開放されている公園緑地等としては、オアシス南吉田（エアフロントオアシス：親空港親水型緑化空間）、南吉田第二・三公園、空港東、東第二・三・四公園、オアシス東垣生、空港南第二公園（空港南緑地広場）などがある。
- ・なお、これらの公園緑地等の多くには、(財)空港環境整備協会^注の整備助成が行われており、平成11年度以降でみても、松山空港東第四公園テニスコート整備、南吉田第二公園整備、空港南第二公園整備、空港東公園整備等が当協会による整備助成を受けている（参考資料－5）。
- ・これらの公園緑地等は、基本的には松山市が管理しており、南吉田第二公園などは地域住民で組織された公園管理協力会（市から委託）が日常の管理・運営（清掃、除草など）を行っている。
- ・また、松山市では、「空港周辺騒音第2種区域内農地等買上事業」を実施しており、買上地の一部を市民農園等に利用している。

[注] (財)空港環境整備協会について

(財)空港環境整備協会は、空港周辺の航空機騒音対策や周辺地域の環境整備などの事業を通じて、航空交通の健全な発展を支えることを目的として、昭和43年8月に設立され、以来次のような事業を行っている。

・空港周辺の環境対策 ・航空関連の環境調査研究 ・航空安全事業への助成 ・空港駐車場の運営

このうち、「空港周辺の環境対策」としては、具体的には次のような事業を実施している。

① 空港周辺移転跡地の整備

② 教育施設、共同施設、公民館などへの備品の寄贈、消防車・救急車等の整備助成

③ テレビ受信障害防止対策、巡回健康診断

(2) 具体的な施策

1) 緑地としての活用

① 計画する整備

- ・松山空港周辺の第3種区域内の緩衝緑地等の整備を推進する。
- ・整備にあたっては、移転補償跡地の規模・分布状況、一時使用許可の状況などを勘案しながら、関連事業者等の協議に基づいて活用方針、ゾーニング等の跡地活用計画を定め、緩衝緑地等の整備を計画的に推進していく。

② 実施目標及び実施主体

【中期目標：跡地活用計画の策定】

【長期目標：跡地活用計画に基づいた緩衝緑地等整備の推進】

【実施主体：松山空港事務所・松山市都市整備部・(財)空港環境整備協会】

2) その他

① 計画する整備

- ・松山空港周辺の移転補償跡地について、有効活用を推進する。
- ・有効活用の推進にあたっては、第3種区域での緩衝緑地整備も併せて、関連事業者等の協議に基づいて活用方針、ゾーニング等の跡地活用計画を定め、計画的にこれを推進していく。

② 実施目標及び実施主体

【中期目標：跡地活用計画の策定】

【長期目標：跡地活用計画に基づいた複合的な面的整備の推進】

【実施主体：松山空港事務所・愛媛県企画情報部・松山市都市整備部・(財)空港環境整備協会】

2.2 土地利用計画

(1) 現状認識

・松山空港周辺は、多くが工業系用途地域（工業専用地域・工業地域・準工業地域）であり、南東側の一部が無指定地域（市街化調整区域）になっている（「第1章基本方針（2）松山空港の現状」参照）。

・松山空港周辺の第3種・第2種区域内に分布する都市施設は、都市公園「東垣生公園」（街区公園0.3haで「第1章基本方針（2）松山空港の現状」の図－4に示す都市公園2・2・26）及び都市計画公園「南吉田東公園」（同、都市計画公園4・4・5）がある。

なお、「南吉田東公園」については、市による用地買収は進んでおらず、国による第3種区域での用地買収に依拠している状況にある。

・また、「松山広域都市計画区域マスタープラン（愛媛県）」によると、松山空港周辺における土地利用方針として、空港に近接する東垣生地区については流通業務系の土地利用を誘導するため地区計画による市街化を推進すると同時に、騒音第2種・第3種区域一帯のエリアについては、既存の公園・緑地や買収地を活用した具体的な方策を検討し、整備促進を図っている。（「第1章基本方針（2）松山空港の現状」参照）

・松山市では、平成16年4月、第1種区域を含む東垣生地区の一部を市街化区域に編入し、市街化促進のために必要な道路や用途制限を地区計画に定めることで、流通業務地区等として市街化の促進を図り、街の活性化を促進することとしている。

(2) 具体的な施策

1) 都市計画緑地事業の推進

① 計画する整備

- ・松山市は、まとまりが想定される移転補償管理跡地（更地）を都市計画公園に指定しており、今後は関連事業者等の協議・連携により事業を推進する。

② 実施目標及び実施主体

【長期目標：都市計画公園事業の推進】

【実施主体：松山市都市整備部】

2) 都市計画等による土地利用計画

① 計画する整備

・松山市では、平成16年4月に第1種区域内の市街化調整区域の一部を市街化区域に編入し、準工業地域に指定したところである。なお、当該区域については今後、市街化促進のために必要な道路や用途制限を地区計画に定めることで、流通業務地区等として市街化の促進を図り、街の活性化を促進するものである。

② 実施目標及び実施主体

【長期目標：土地利用計画の策定】

【実施主体：松山市都市整備部】

3. 空港と地域の情報交流

(1) 現状認識

- ・松山空港事務所は、空港関連の情報提供の際は、周辺地区の住民代表者へも周知するとともに、情報交流を図り、信頼関係の強化に努めている。
- ・愛媛県の環境白書には、松山空港周辺の航空機騒音測定結果及び周辺環境対策事業進捗状況等が掲載されている。
- ・四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所、松山市都市整備部空港港湾課、松山空港利用促進協議会、松山空港ビル(株)などが、ホームページを開設し、松山空港に関する情報を発信している(参考資料-6)。
- ・このうち、松山港湾・空港整備事務所、松山市都市整備部空港港湾課が発信しているサイトには、空港周辺騒音対策について記載されている。

(2) 具体的な施策

1) 広報活動

① 実施する施策

- ・騒音対策区域、航空機騒音対策の実施状況及びエコエアポート活動等の紹介など広報に努める。
- ・なお、関連事業者等は、相互に情報交換を行い、連携して広報活動を実施していく。

② 実施目標及び実施主体

- ・松山空港事務所は、広報活動に関する情報交換の場を提供するとともに、調整の役割を果たす。また、必要に応じて(例えば、「空の日」イベントを利用したパネル展示等)、広報活動の場の提供に努める。
- ・なお、松山空港ビル(株)には、パネル、ポスター等の展示を行う場の提供を求める。

【中期目標：広報活動の具体的方法等の決定】

【実施主体：松山空港事務所・松山空港ビル(株)・(財)空港環境整備協会】

2) 空港ポータルサイトの活用

① 実施する施策

- ・騒音対策区域、航空機騒音対策の実施状況及びエコエアポート活動等の紹介などポータルサイトを活用した広報に努める。
- ・なお、関連事業者等は、相互に情報交換を行いサイトの充実化を図るとともに、互いにリンクすることにより松山空港に関する情報の伝達の利便性を向上させる。

② 実施目標及び実施主体

- ・松山市は、自身のポータルサイトにおいて、自治体として行っている航空機騒音対策についての情報を提供する。
- ・松山空港ビル(株)は、自身のポータルサイトを地域住民の視点に立った情報提供と地域ニーズを汲み上げる場として活用する。
- ・(財)空港環境整備協会(松山事務所)においては、自らのポータルサイトを地域住民の視点に立った情報提供に活用する目的で、協会本部にもリンクし、情報提供の充実化を図る。
- ・上記の各事業者等は、他の関連事業者等(松山港湾・空港整備事務所、松山空港利用促進協議会を含む)のポータルサイトにリンクする等により連携した情報提供を図る。

【中期目標：情報提供の充実】

【実施主体：松山市都市整備部・松山空港ビル(株)・(財)空港環境整備協会】

4. 空港と地域の人的交流

(1) 現状認識

- ・空の日のイベントとして、「松山空港事務所空の日実行委員会」が主催し、空港内のすべての事業者が参加する「空の日」記念事業を毎年実施している。
- ・行事内容は、施設見学、航空教室、直産品フェア、紙飛行機大会、小型機での遊覧飛行(紙飛行機大会優勝者)、小型機・ヘリの展示などである(参考資料-7)。
- ・空の日イベントとは別に、松山空港ターミナルビルでは、地元園児による伊予万歳の披露、宇和島の牛鬼展示、地域住民による餅つき大会、チャリティーバザー、特産品販売(今治のタオル、旬の果物など)などがほぼ通年にわたり行われており、その他フォトコレクションなどの展示も見られる。

(2) 具体的な施策

1) 空港における文化的イベントの開催

① 実施する施策

- ・今後も、空の日のイベントを実施する。(参考資料-7)
- ・また、ターミナルビルを活用した民俗芸能の発表、生涯学習(作品の展示等)や周辺地域児童の空港見学等を促進する。

② 実施目標及び実施主体

現時点で実施していることから、今後とも継続実施する。

【短期目標：継続実施】

【実施主体：すべての関連事業者等】

2) 周辺地域の自治活動、祭り等への参加

① 実施する施策

- ・ 関連事業者等は、可能な限り周辺地域の自治活動、祭り、イベント及びボランティア活動への参加に努める。
- ・ なお、現時点で参加あるいは助成を行っている関連事業者等は継続実施する。

② 実施目標及び実施主体

【短期目標：継続実施】

【実施主体：すべての関連事業者等】

3) その他

① 実施する施策

- ・ ターミナルビルにおいて、周辺地域の特産品販売フェアを継続実施する。

② 実施目標及び実施主体

【短期目標：継続実施】

【実施主体：松山空港ビル(株)】

(参考資料)

参考資料－１ 航空機騒音軽減のための飛行抑制に関する指針

平成12年8月16日

航空機騒音軽減のための飛行抑制に関する指針

松山空港における航空機の頻繁な離着陸による騒音の軽減を図るための措置として、連続離着陸飛行等について、従来に引き続き当分の間、下記の指針に沿って飛行抑制の行政指導を継続するものとする。

記

1 適用

この指針は、訓練飛行について適用することを主眼とし、飛行検査時の飛行、技能証明実地試験の飛行、並びに松山空港の運用上必要にして止むを得ないと認められるものには適用しない。

2 事前調整

連続離着陸飛行（ローパスを含む）の事前調整は、次の原則に基づき航空管制情報官が行う。

- (1) 訓練等の法に定める行為は、許可を得て行われること。（空港管理規則第6条に基づく届出、並びに空港管理上必要な指示をし又は条件を付す場合を含む）
- (2) 自衛隊機については、空港長が飛行目的・機種・その他総合的見地から判断せざるを得ない地域状況にあること、また、このためジェット戦闘機等の空港使用は原則として認められないこと。この指針以外の発着は空港長の判断によること。
- (3) 下記3(2)の調整にあたっては騒音中断時間の確保に留意する。

3 抑制措置

(1) 機種

ア 25トン以上のプロペラ機、並びにジェット機による連続離着陸飛行は原則として禁止する。ただし、騒音適合証明を得ている小型ジェット機のうち特に低騒音機と認められる機種を除く。（例：セスナ サイテーション、ファルコン、G-IV）

イ 大型ヘリ（目安は、全長 20.0m以上）、中型ヘリ（目安は、全長 16.0m以上）の連続離着陸は、関係課等と調整のうえ騒音の与える影響が大きいと認められる場合これを制限することができる。

(2) 連続離着陸回数、間隔

機数にかかわらず連続する離着陸は合計6回を限度とする。6回を超えて引き続き実施しようとする場合は、原則として15分以上の間隔を置いて開始させるものとする。

(3) 外来機

ア 外来機（松山空港を定置場としない航空機）の連続離着陸は上記(2)のもので、原則として同一機について1フライトで6回まで、1日2フライトまでとする。

ただし、自衛隊機については同一機について1フライトで2回まで、1日2フライトまでとし、機種は原則として小型のプロペラ機（初等訓練機、連絡機等）に限る。

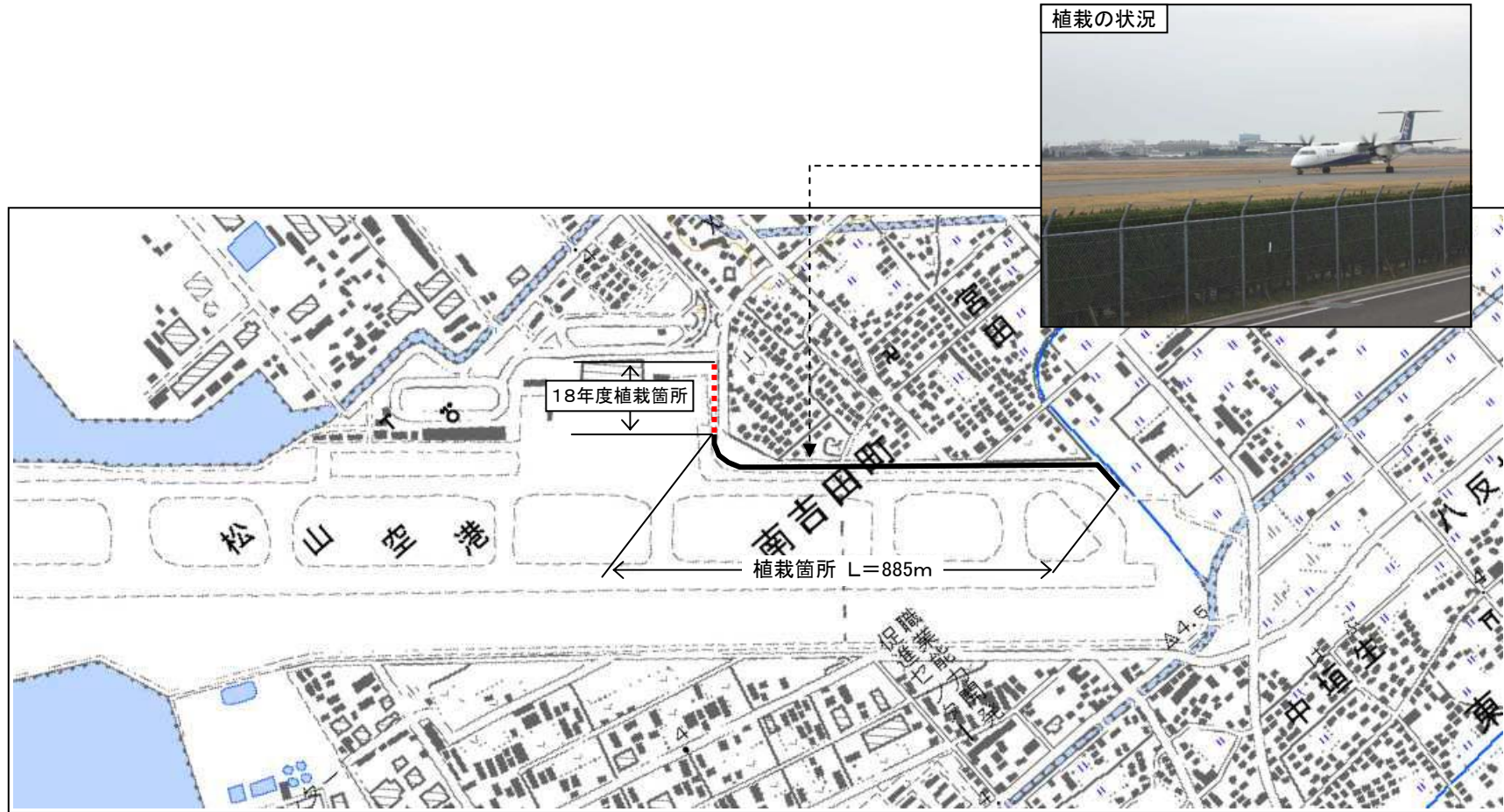
イ 夜間駐機

連続離着陸訓練を目的とする外来機の数日にわたる駐機は、原則として認めない。

(4) 夜間の連続離着陸

夜間（日没後）の連続離着陸は、原則として認めない。ただし、夜間でなければならない事由（法に定める夜間の飛行経験、等）及び松山空港で実施すべき相当の事由がある場合を除く。夜間の連続する離着陸は3回を限度とする。

参考資料-2 防音植栽の状況



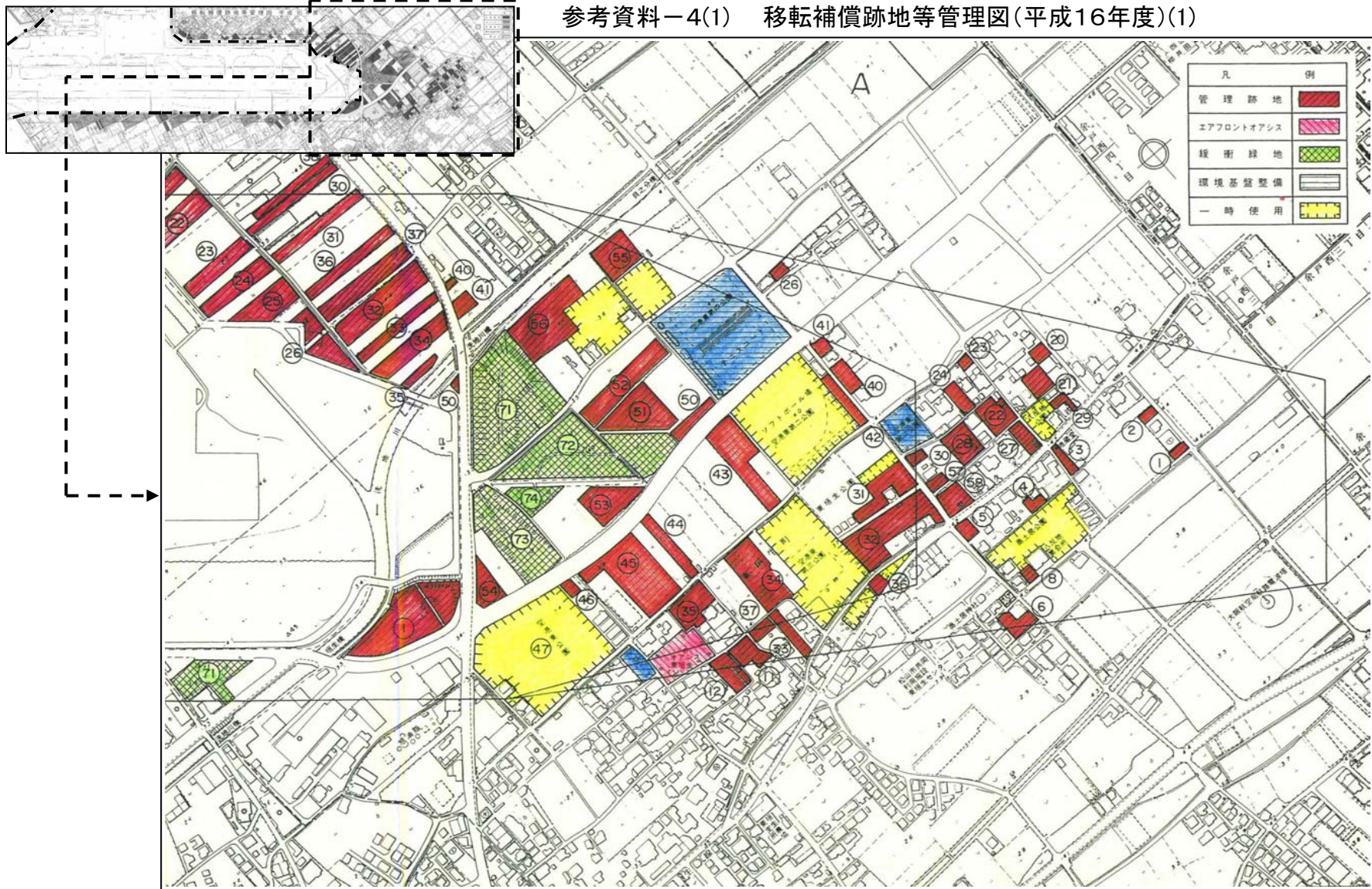
参考資料－3 周辺環境対策事業進捗状況(国費対象事業)

(平成18年3月末)

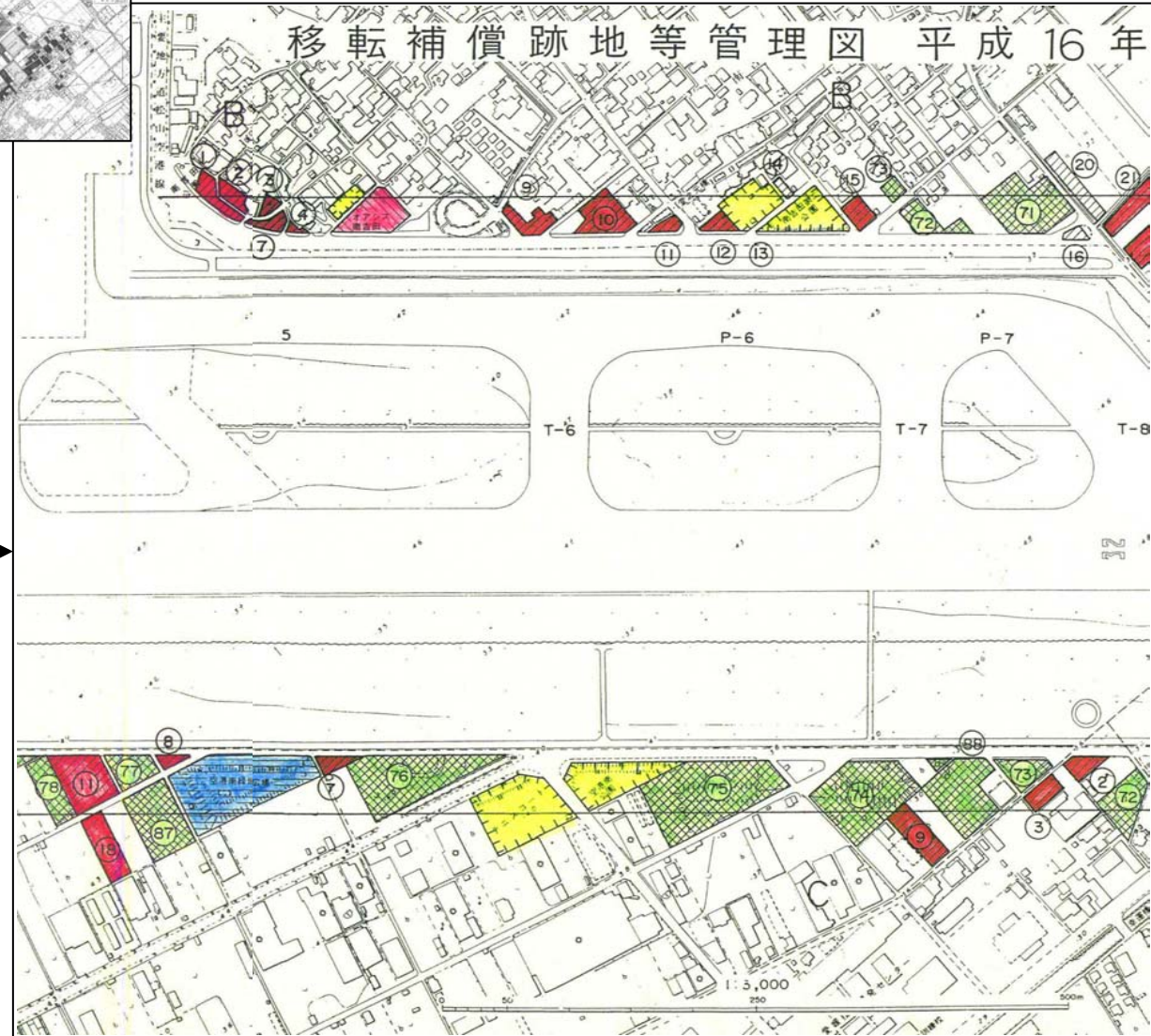
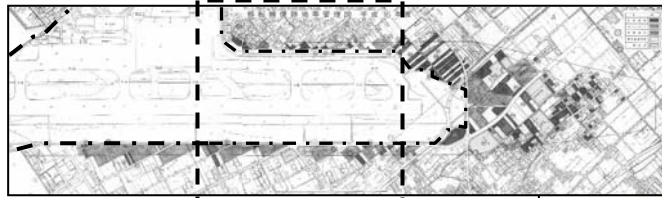
事業名	対象 A	希望 (申請) B	平成17年度までの実績			
			実績C	希望に対する 実績率 C/B (%)	進捗率 C/A (%)	
移転補償	土地 第3種区域、第2種区域の住宅	340,000m ²	225,038m ²	225,038m ²	100	66.2
	建物等 (第2種区域)	253戸	147戸	147戸	100	58.1
民家防音工事	民家防音工事 (第1種区域)	1,474世帯	1,451世帯	1,451世帯	100	98.4
	告示日後住宅の 民家防音工事 (第1種区域)	60世帯	49世帯	49世帯	100	81.7
	小計	1,534世帯	1,500世帯	1,500世帯	100	97.8
	空気調和機器の 機能回復工事 (第1種区域)	設置後10年を経過し、かつ、機能が失われた機器	2,471台	2,471台	100	—
	告示日後住宅の 空気調和機器の 機能回復工事 (第1種区域)	告示日後住宅に係る設置後10年を経過し、かつ、機能が失われた機器	105台	105台	100	—
	空気調和機器の 再更新工事 (第1種区域)	機能回復工事後10年を経過し、かつ、機能が失われた機器	453台	453台	100	—
共同利用施設整備 (WECPNL70以上の区域)	4箇所	4箇所	4箇所	100	100.0	
緩衝緑地帯整備 (第3種区域)	移転跡地	—	7.4ha	—	—	
エアフロント・オアシス整備 (第2種区域)	移転跡地	—	3,231m ²	—	—	
周辺環境基盤施設整備 (第2種区域)	移転跡地	—	14,122m ²	—	—	

出典：平成18年版愛媛県環境白書

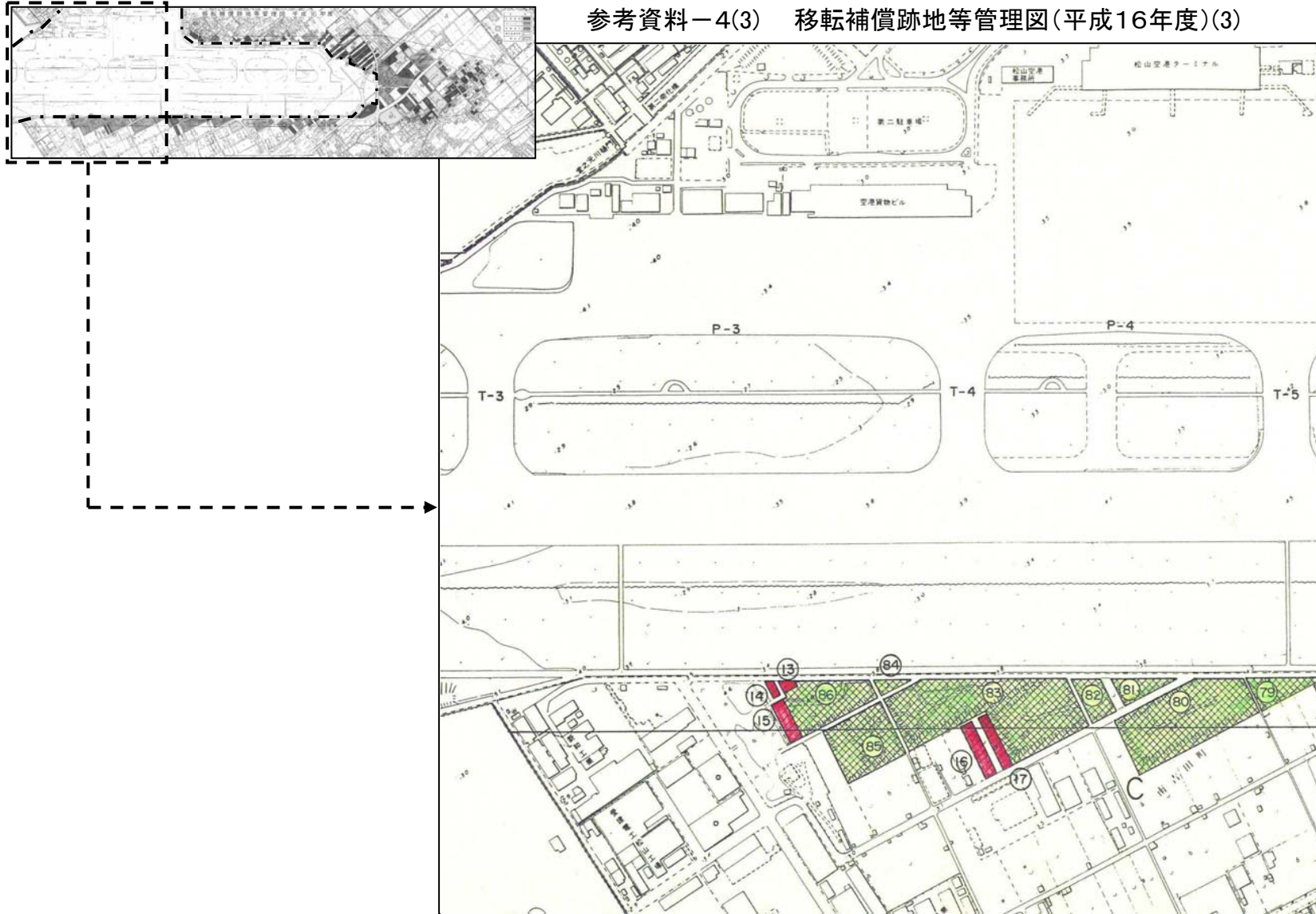
参考資料-4(1) 移転補償跡地等管理図(平成16年度)(1)



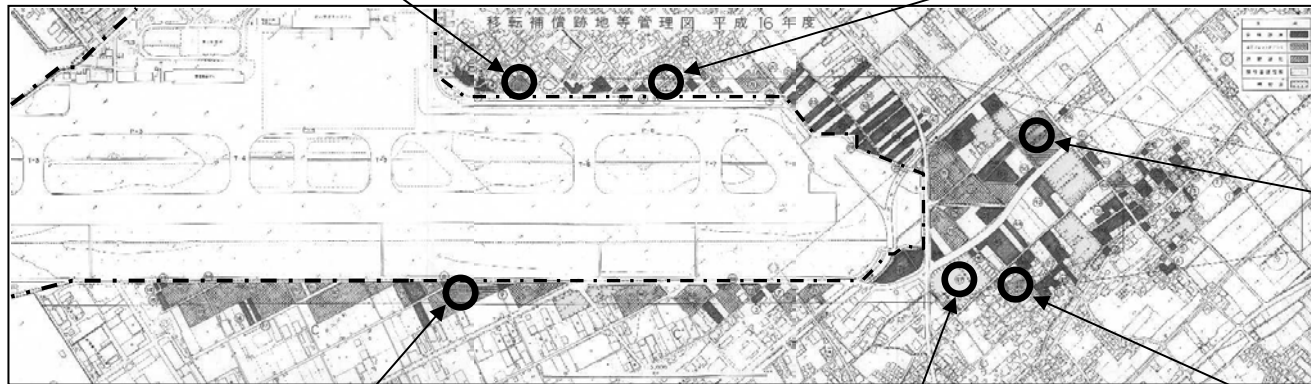
参考資料-4(2) 移転補償跡地等管理図(平成16年度)(2)



参考資料一4(3) 移転補償跡地等管理図(平成16年度)(3)



参考資料-5 主要な公園・緑地等(移転補償跡地)の状況



参考資料－6 松山空港ポータルサイト・メニュー等

(平成18年3月調べ、エアライン及び個人作成のホームページは除く)

ポータルサイト名	提供者	メニュー	松山空港関連の主なリンク先 (航空会社を除く)
松山港湾・空港整備事務所	松山港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港の概要 ■ 空港整備の変遷 ■ 路線図 ■ 施設紹介(「周辺環境への配慮」として、優先滑走路方式及び周辺への騒音対策について紹介) ■ 旅客数・取扱貨物実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・松山空港利用促進協議会 ・松山空港ビル株式会社
松山市	松山市都市整備部 空港港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港の施設概要 ■ 空港周辺騒音対策 (共同利用施設整備事業、空港周辺環境整備事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・松山港湾・空港整備事務所 ・松山空港利用促進協議会 ・松山空港ビル株式会社
松山空港	松山空港利用促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港の概要 ■ 発着情報 ■ アクセス情報 ■ 予約状況 ■ 利用案内 ■ 観光案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・松山空港ビル株式会社 ・(交通アクセス情報)
	松山空港ビル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ■ 航空情報 ■ 空港利用案内 ■ イベント情報 ■ 交通案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・(交通アクセス情報) ・(観光情報)

参考資料－7 松山空港「空の日」記念事業(平成17年度)

	行事名	行事内容
	施設見学	地元小学生に空港事務所施設見学
第1会場	子供航空教室	小・中学生を対象とした、パイロット・客室乗務員等による航空教室
	港湾・空港整備事務所紹介	空港の模型・パネルの展示
	チャリティーバザー	機内用品・廃棄部品・アクセサリ等の販売
	園児鼓隊演奏	桃山幼稚園児による鼓隊演奏
	直産品フェア	地元市町村の特産品の販売
第2会場	親子紙飛行機大会	紙飛行機による滞空時間の競争
	小型機遊覧飛行	飛行クラブ所有小型機での遊覧飛行(紙飛行機大会優勝者)
	消防車展示	保安協会による消防車の展示
	救助訓練演習	県防災ヘリによる訓練の演習
	来場者プレゼント	手作り竹とんぼ・記念絵はがき・防災航空隊ステッカーのプレゼント(先着順)
	ヘリコプターの飛行特性展示	垂直離陸・空中停止等のヘリコプターの飛行特性を展示
	装備公開	航空隊装備品及び写真パネル展示
	小型機・ヘリ展示	小型機・ヘリの展示
	グッズ販売	エアライングッズ及び子供用菓子類の販売
	パターゴルフ大会	パターゴルフを実施し記念品をプレゼント
	飲料水販売	飲料水販売
来場者プレゼント	空の日グッズプレゼント(先着順)	